



2017年9月26日

各位

会社名 株式会社関西アーバン銀行
代表者名 取締役会長兼頭取 橋本 和正
(コード番号 8545 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 折橋 輝明
電話番号 06-6281-7000 (代表)

臨時株主総会及び種類株主総会招集のための基準日設定 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、(i)2017年12月26日開催予定の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会及び第一種優先株式の株主（以下、「優先株主」）による種類株主総会の招集のための基準日設定、並びに(ii)株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（以下、「本持株会社」）との株式交換契約の締結等を条件に開催される予定の当該臨時株主総会、普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認及び当該株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、議決権基準日の削除に係る定款変更を当該臨時株主総会に付議する方針とすることについて決議致しましたので、お知らせ致します。

なお、株式会社りそなホールディングス（以下、「りそなホールディングス」）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）、株式会社みなと銀行、当行及び株式会社近畿大阪銀行の6社が公表した本日付「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合等に関するお知らせ」（以下、「本経営統合プレス」）に記載のとおり、りそなホールディングスによる当行の普通株式を対象とする公開買付け、三井住友銀行が保有する当行の第一種優先株式のりそなホールディングスへの譲渡、及び本持株会社と当行との株式交換（以下、「本株式交換」）をそれぞれ実施すること等により、当行は本持株会社の完全子会社となる予定であり、上記臨時株主総会、普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会においては、下記Ⅱに記載のとおり、本株式交換及び定款一部変更を付議議案とする予定であります。

I. 臨時株主総会及び種類株主総会招集のための基準日設定

当行は、2017年12月26日（火）に開催予定の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2017年10月31日（火）を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と致します。

- (1) 基準日 2017年10月31日（火）
- (2) 公告日 2017年10月16日（月）
- (3) 公告方法 電子公告により、当行ホームページに掲載致します。
<http://www.kansaiurban.co.jp>

II. 臨時株主総会及び種類株主総会の開催予定日及び付議議案等について

上記臨時株主総会、普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の開催予定日及び付議議案は以下のとおりとする予定です。本株式交換については本経営統合プレス、定款一部変更については下記IIIをご参照ください。

1. 臨時株主総会

- (1) 開催予定日 2017年12月26日(火)
- (2) 付議議案 第1号議案 株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

2. 普通株主による種類株主総会

- (1) 開催予定日 2017年12月26日(火)
- (2) 付議議案 第1号議案 株式交換契約承認の件

3. 優先株主による種類株主総会

- (1) 開催予定日 2017年12月26日(火)
- (2) 付議議案 第1号議案 株式交換契約承認の件

III. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

本株式交換の効力発生後、当行は本持株会社の完全子会社となり、定時株主総会及び種類株主総会の基準日制度の必要性が失われることから、本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、2018年3月30日をもって下記2のとおり定款の一部を変更する予定であります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりとする予定です。

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第14条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> | (削除) |
| <p>第15条 ～ (略) 第19条</p> | <p>第14条 ～ (略) 第18条</p> |
| <p>第20条 (種類株主総会) ① 第16条、第17条および第19条の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。 ② 第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。 ③ 第18条の規定は、会社法324条に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> | <p>第19条 (種類株主総会) ① 第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。 (削除) ② 第17条の規定は、会社法324条に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第<u>21</u>条 ～ 第<u>38</u>条</p> <p>(略)</p> | <p>第<u>20</u>条 ～ 第<u>37</u>条</p> <p>(略)</p> |
|---|---|

3. 日程

| | |
|----------------------|-------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 (予定) | 2017年12月26日 |
| 定款変更の効力発生日 (予定) | 2018年3月30日 |

以 上